

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第11回）開催結果概要

1 日時

平成17年7月20日（水）午後3時から午後5時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

飯田喜信，井堀利宏，酒巻匡，仙田満，高橋宏志〔座長〕，中尾正信，
前田裕司，山本和彦，吉田正喜，綿引万里子

（事務総局）

戸倉三郎審議官，中村慎総務局第一課長，河本雅也総務局参事官，
小林宏司民事局第一課長，稗田雅洋刑事局第一課長，早田尚貴行政局参事官，
松村徹家庭局第一課長

4 進行

（1）意見交換

① 第1回の報告書について

戸倉審議官から，資料1及び資料2に基づき，第1回の検証報告書について，次のとおり説明がされた。

- ・ 7月15日に第1回の検証結果の公表を行い，本日配布した報告書と概要版を，いずれも最高裁判所のホームページに掲載したところである。皆様の御協力に改めて厚く御礼を申し上げる。
- ・ これまで検討会で調査の方法あるいはデータ分析の在り方等について，様々な御意見を頂いたが，これらを踏まえて，今回は，10年間の検証作業の第1回目のまとめとして，地裁第一審の民事及び刑事訴訟事件についての統計的なデータを用い，様々な角度からクロス分析を行って，審理の動向あるいは状況を明らかにする作業を行った結果，非常に大部な報告書になった。使用した図

表やグラフは約430あり、全体としてビジュアル化も図られたものと考えている。大部分は簡単なクロス分析の集積であり、個々の分析結果も、実務を行っている者からはごく自然な結論であるものが中心で、冗長と感じられる部分もあるかもしれないが、今回は一つ一つデータを積み上げ、実証的な議論の前提とするために極力省略することなく掲載した。

- ・ 全体の構成としては、裁判の長期化要因に関する全般的な仮説や迅速化検証の趣旨・経緯、今回の検証作業の概要説明をまとめた序論部分、民事訴訟事件（行政事件も含む）の分析部分、刑事訴訟事件の分析部分という3部構成に資料編を付けたものになっている。
- ・ 内容についてかいつまんで説明すると、裁判所の審理期間は期日の回数とその間隔で規定されることになるわけだが、平成16年分（民事については4月から12月まで）の既済事件の調査によれば、民事事件に関しては、人証調べあるいは争点整理などにより、期日回数が増加する形で審理期間が増加しており、期日間隔の差異による審理期間の長短への影響は相対的に小さいこと、これに対し、平均審理期間等の経年的な推移を見ると、平均期日回数にはさほど大きな変化はなく、平均期日間隔が短縮することにより、平均審理期間が短縮してきていること、専門訴訟においては、近年短縮化しているとはいえ、民事事件全体に比べると平均審理期間は相当長いという状況であるが、その中で知財関係訴訟については近年短縮化が著しいということなどが指摘できる。また、刑事事件については、証人数の多寡による開廷回数への影響が大きくなっており、自白事件に比べて否認事件で、罪名別で見ると、殺人、傷害致死のような罪質の重大な事件、贈収賄事件のような犯罪事実の立証が困難な事件で証人数が増加し、審理期間も長期化する傾向があることなどが指摘できる。経年的な変化を見ると、民事とはやや傾向が異なり、近年の平均審理期間、開廷回数、開廷間隔はいずれもおおむね横ばいで推移している。
- ・ 前回の検討会以降の最高裁における検討作業の中で、特にボリュームが大きい

くなった部分は、審理期間の経年的な推移を見た部分である。先ほど申し上げたように、民事事件では長期的な審理期間の短縮が著しいが、その間の期日回数にさほど大きな変化がないのに対し、期日間隔は一貫して短縮しており、これが審理期間の短縮化に寄与していると言える。個々の期日の充実度やそこで行われた手続の必要性等の検証は極めて困難であり、また、個々の訴訟指揮や当事者の訴訟活動の評価を行うことについては慎重でなければならないが、全体的な視点から言えば、審理期間の短縮化は、結局のところ、どれだけ充実した期日を短い間隔で行えるかに尽きると考えられる。

- ・ 今後の検証においては、今回の検証結果に現れた審理期間の現状をどのように評価すべきか、どの部分に審理の迅速化を阻む要素があるのか、これを解消するために裁判所や当事者が行うべきこと、それを可能とするための事件処理態勢ないし業務態勢の在り方、法曹三者の人的・物的基盤の在り方、さらにはこのような裁判所や当事者の業務の実情の背後にある制度的制約や社会・経済的環境の問題についても検討していく必要が出てくるものと考えられる。
- ・ 刑事事件については、審理期間が2年を超える事件の割合は0.3%と極めて小さくなっているが、司法制度改革審議会意見では、このような比率的には小さな事件の審理の長期化が、刑事裁判に対する国民の信頼を揺るがしかねないといった指摘がされている。今後導入される裁判員制度をにらむと、これらの事件についていかに審理期間を短縮化するかというだけではなく、効果的な争点整理により、審理の絶対量を減少させ、裁判員の負担を最小化できるかが問われるものと思われる。
- ・ 平均審理期間は、民事、刑事とも争いのない事件等も含めた既済事件全体の平均値であるが、刑事事件では、近年は3か月台前半で横ばいの状況であり、現在の刑事訴訟手続の流れを前提にすると、これ以上の大きな短縮化は困難ではないかと考えられる。他方、民事事件についても、争いがなく審理期間が非常に短い事件の既済件数全体に対する割合が増えており、それらが平均審理期

間に与える影響がかなり大きくなっているため、今後、迅速化法の趣旨を踏まえた適切な指標は何かを検討していく必要もあると考えられる。

- ・ 以上、今回の報告書について簡単に御説明した。本日は委員の皆様の忌憚のない御意見、御批判をお願いするとともに、今後の検討の在り方についても御意見、御示唆をいただければと考えている。

(中尾委員)

まず、今回の報告書の序論部分で、迅速化法の性格を基盤整備法であると位置付けた点が非常に評価できる。迅速化法の性格については、若干つかみどころがないところがあり、「裁判の迅速化」という名前からして、裁判実務に携わる者に与える心理的影響もかなりあったと思うが、この法律は、充実した手続と切り離せない迅速化に向けての基盤整備や基本的な枠組みを作るためのもので、それがひいては国の施策に反映されていくものだと思自身も考えていたところであり、そこを明確にしたところを評価したい。

また、審理を長期化させる要因として、事件に内在する要因、当事者や裁判所の要因といった裁判実務の現場に現れてくる直接的要因だけでなく、それらの背景にある制度的な制約、社会・経済的環境といった要因が大きくかかわっていると述べられているが、このような視点をはっきり打ち出されたのも初めてではないかと思う。

この2点において、今回の序論部分は今後に与える影響が大きく、意義が大きいのではないかという感想を持った。

(前田委員)

法律の実務家としては当たり前の数字が出ており、当たり前のことを当たり前に書いているという感じだが、仮説についていろいろ展開するのではなく、客観的データに基づいて全体状況を網羅的に分析したということは、第1回目の報告書の在り方としてふさわしかったと思う。ただ、基盤整備法という性格からすれば、本庁と支部との比較や、各庁間の比較というような部分は、まだ

指標が十分でないという面もあり、今後の課題ではないかと思う。

(綿引委員)

まず、この報告書を執筆された方々の御努力については本当に御苦労さまでしたと一言申し上げたい。

感想としては3点あり、第1に、民事については、人証調べに関してはもう行き着くところまで行っているという印象を受けた。したがって、今後、民事訴訟事件の迅速化ということを考えていくには、争点整理の部分の分析が必要になってくるのが、今回の分析ではっきりしてきた感じがする。ただ、争点整理の部分は、事件の中身や当事者の準備、裁判官の準備といろいろな要素が絡まり合っているので、統計数字だけでどこまで分析できるのかというところが非常に難しいと感じた。今回の報告書でも指摘されているように、裁判所内部だけの問題ではないという点はまさにそのとおりだと思うので、そのことも含めて、今後の方向性についてこの検討会でも知恵を出し合えればと思う。

次に、この報告書が発表された際のプレスの反応についてであるが、私が目にした限りでは、専門訴訟の審理期間が長いというニュアンスで報道されていた。医事関係や建築関係の平均審理期間も約2年というところまで短縮されてきており、これを更に短くしようとしたときに、本当に当事者が審理をしてもらえたと感じられる裁判ができるのだろうかというのが私の実感である。今後、プレスへの発表に際しては、この点については細心の注意を持った発表をしてもらう必要があると思う。

最後に、この報告書は裁判官にも配布されると聞いているが、この検討会でも、もっと早く審理せよというようなことを言うものではない、要するに現場の尻をたたくためにやっているわけではないということを常々言ってきたし、現場の裁判官がこの報告書を見て、審理の充実ということより迅速化だけに走るようなことはないと信じているが、裁判官に配布する際には、この点について十分な配慮をしていただきたい。

(酒巻委員)

序論部分について、中尾委員がおっしゃった点は私も同感である。

個別分野の特別な事情はさておき、全体の概括的な印象を述べると、民事でも刑事でも、刑事は特にそうだが、経年的な変化を見ると、事件数は増えているにもかかわらず、審理期間そのものは短縮化に向かっていると言え、裁判所あるいは弁護士といった訴訟関係者が努力すべきことはおおむねし尽くしている印象が強い。例えば、証人の数が増えれば審理期間が長引くというのは、我々にとっては当たり前と言えることだが、刑事はともかく、民事ではこれまでも争点を整理することによって人証数は絞り込まれており、今行っている証人尋問は充実した審理をするために必要不可欠なものであると考えられ、これ以上証人数を減らせばよいというような議論はもうできない。これは単純な例だが、この先どのようにすればよいのかというのが次の大きな問題になってくると思う。

また、裁判はただ早く終われば良いというわけではなく、むしろある程度丁寧に行っていくところも重要であり、この先の検証に当たっては、迅速化ばかりにとられるのではなく、早ければよいのかという視点も常に持っていなければならないと思う。

それから、先ほど話題に出た、民事の争点整理については、「争点整理」という期日で純粹に争点整理だけをしているかと言えは多分そうではなく、それ以外に当事者双方の代理人弁護士同士のやりとりというか、交渉というか、そういった側面もあるのではないかと、弁護士がきちんと事前に準備すればそのような部分はなくなり、争点整理の期間も回数も減るのかもしれないが、紛争の解決という観点、紛争当事者双方の納得という観点からすれば、そのような部分も大事なのではないかという気もしている。

(中尾委員)

人証の絞り込みと争点整理に関して、報告書では、審理期間が短縮している

原因として、人証ゼロの事件や6月以内に終結した事件が2倍以上に増加していることが、全体的な審理期間を短縮しているのではないかという分析をしており、この人証ゼロや6月以内に終結する事件が増加した原因について、充実した争点整理を行うことにより人証調べが必要がなくなったのではないかという思い切った結論付けがされている。全体的に人証の絞り込みを含めて争点整理が行われているということには異論はないが、この一番エポックの人証ゼロと6か月以内に終結する事件が増加している原因が充実した争点整理によるものであると言い切ってよいのかというところは、若干疑問を持っている。人証ゼロの要因としては、実質的な争いのない事件が増えていることがあり、訴えの段階から裁判所の方では事件の類型に応じた審理方針が大体決まっていて、それに基づいて審理がなされ、我々弁護士も依頼を受けた段階でその辺りは大体分かるので、代理人間で事件の大体の指標を立て、協力して終わらせるという傾向もある。争点整理と人証の絞り込みの関連性については、人証ゼロの平均争点整理期日回数が1.4回というデータ（図29）などを見ると、この種の事件でどれだけ争点整理が人証の適切な絞り込みに寄与しているのか疑問もある。また、人証の絞り込みが充実面でどのような影響を与えているのか、もう少しきめ細かい分析をしなければ、ここまで言うことはできないのではないかと感じている。

（飯田委員）

刑事裁判を担当している者としては、実務の感覚と非常にマッチした分析結果が出ており、自分が余り意識していない日ごろの審理の実態をデータ化して提示していただき、実務家にとってもこの分析は非常に意味があると思う。刑事事件では、審理期間が主に開廷回数に関係しており、開廷回数は被告人も含めた人証に関係している。これまで、証人に焦点を当てた分析は結構なされていたが、被告人についての分析などは目新しいものだったと思う。否認事件の平均審理期間9.4月については、やはりこれぐらいはかかるなというのが私

たちの感覚だが、国民から見てこの期間が長いと感じるのか、それともまあし
ょうがないと感じるのかというところがある。同様に、民事で人証調べを実施
した事件の平均審理期間16.3月についても時間がかかりすぎると感じるの
かどう。我々としては、十分な審理をした上でそのくらいかかったのなら仕
方ないという感じであり、その辺の説明がもう少し必要ではないかと思う。

それから、報告書を通読してみると、民事と刑事で共通するような部分があ
ったり、ちょっと違うところがあったりすることが分かり、民事と刑事とを合
わせて出したのはよかったと思う。例えば、民事では代理人がついている事件
は審理期間が長くなり、刑事では私選弁護人がついている事件が少し長くなっ
ているが、この辺は似たような説明がなされている。また、民事で専門性があ
る事件が長くなっていることは歴然としているのに対し、刑事では専門性とい
うことは余り議論されていないが、私が東京地方裁判所で審理を担当している
租税事件などでは、やはり審理期間や平均開延間隔も長くなるし、回数も多
くなっており、民事の専門訴訟に関する説明と共通するものがあると感じた。民
事と刑事で違うと感じたのは、平均開延間隔の経年変化で、民事は一貫して短
縮化が進んでいるのに対し、刑事は昭和50年代の半ばから後半に頭打ちにな
り、そこから横ばいになっている。刑事では、それ以前の昭和30年代から争
点整理や必要な限りでの証人調べといった取組が民事を先取りするような形
で行われており、それが昭和50年の中ごろでもう行き着くところまで行き着い
てしまっていたということであろう。今般の刑事訴訟法の改正により、11月
から運用が始まる連日的開廷がこの状況を打開することになるのか、今後どの
ように変わっていくか興味深いところであり、このような時期に今までの傾向
を分析しておいたことは大いに意味があると思う。

(前田委員)

刑事事件は行き着くところまで整理されて短くなっているというのは、弁護
人の立場でも同感である。今後は準備の時間と審理にかける総時間の問題、そ

ういった発想で刑事事件を考えていくことになるかと思われる。連日的開廷が実施されれば、審理の全体の時間がどうだったのかというようなデータまであれば非常に参考になるので、事件票の改定で時間に関する項目を追加されるのは非常に良いと思う。

それから、先ほどの綿引委員の御発言にあった、迅速化だけでなく充実した審理も必要であるという点については、裁判官と代理人で立場は違えど、全く同じ考えである。迅速化一辺倒になり、審理の充実という面がないがしろになるのではないかという危機感が全くないわけではないが、裁判所がそのようなスタンスであれば、当事者も安心して訴訟に臨めるのではないかと思う。

証人尋問に関しては現在もかなり絞り込みがなされているが、相当限界に近づいており、当事者の立場としては、もう少し証人尋問にかかる時間が欲しいという意見もあるかと思う。争点整理の過程で感じるのは、私は労働訴訟や行政訴訟を比較的多く担当しているが、当事者間の情報量が圧倒的に違うことから、証拠の提出といったあたりがもう少しスムーズにいくようになれば、争点整理の期間がもう少し短縮されるのではないかと思っている。

(山本委員)

このようなデータを最高裁判所自身が出されたということは大変大きな意味がある。研究者の間でもこのような実情を把握しようという動きが最近増えてきている中、その基礎となる客観的なデータが出されたことで、今後これを出発点とした更に深化した研究が可能になるので、学問的にも非常に大きな意味のある作業だったのではないかと思っている。

報告書の中身は、基本的には法律家としては常識的なことが大体を占めているということは全くそのとおりだと思う。やや意外な感じがしたのは民事の期日回数の経年変化のところで、私は、民事では期日間隔が短くなるとともに期日回数も減少することにより審理期間が短縮されているというイメージを抱いていたのだが、平成8年以降は新民訴法の影響で回数も少なくなっているも

のの、それほど減っていないということがやや目新しく興味深いところであり、そのことが何を意味しているのかということは考えていく必要があると思う。

そのこととも関係すると思うが、先ほど綿引委員の御発言にあった、人証調べの部分ではある程度やるべきことを尽くしており、あとは争点整理の問題ではないかという認識は、私も全く同感なのだが、以前の検討会でも議論されているが、弁論準備期日を開いて、その中で実際上は和解の作業が行われているというような問題もある。統計的な把握は極めて困難な部分であろうかとは思いますが、民事訴訟の実態として考える必要はあるのかなと思っている。

報告書の中で気になった点としては、訴訟代理人の選任との関係に関する記述に「和解の場合は、ほかの終局区分と比べ、当事者による任意の債務履行を期待することができ、執行に要する時間と費用をかけずに権利を実現できる可能性が高くなる。したがって和解率が高いということは、トータルとしての紛争解決までの時間が短縮され、権利のより実効的な実現につながることに留意すべきであろう」というものがあり、このこと自体に反対するつもりはないが、やや和解礼賛的な感じがする。和解のプラスの面としてこのようなメリットがあることは間違いないが、他方でやはり、だらだらと和解を続けたのに、結果的に、和解に至らずその分時間が不必要に伸びているような事件が全くないとは言えないと思うので、それをどのように考えるかということは難しいが、問題点としてはあるのではないかと思う。

それから、今回の報告書に関する報道について、先ほど綿引委員から御発言があったが、私が目にしたものも、同じ論調の報道がされていたような印象を受けた。マスコミがそのような取上げ方をするのは、一般国民が数字だけを見たときには、やはり長いという印象を受けるということで、そのような意見が出てくるのはある程度避け難いところがあると思う。審理を充実させるためにはやはりこの程度の期間が必要ということを説得的に論証していくという必要がある、そうでなければ、直感的な世論の流れのようなものを止めることはな

かなか難しいと思う。それをこの検討会でどの程度できるかというのは難しいところはあると思うが、そういった作業をしていく必要があるのではないかという印象を持った。

(中尾委員)

山本委員が御指摘された和解に関する記述については、このあたりで苦労している我々弁護士としては、そこまで言っていただいたことにむしろ非常に感謝している。和解がだらだら伸びるという御指摘については、実務感覚としては、基本的には、和解相当事案、すなわち、ハードルがあったとしても、全体的に和解で解決することが最終的な紛争の解決につながるという双方の認識があり、ある程度回数を重ねて時間をかけながらやっていく中で、感情的な対立といった部分が沈静化して、理性的な和解につながるようなケースがあるので、長く時間をかけることが無駄だという感覚は全くなく、長くかけるならかけるだけの意味があるのではないかということに取り組んでいる。それは審理期間としては、長くなるという現象にしか見えないかもしれないが、最終的解決につながるという意味は、やはり非常に大きい。

(前田委員)

かつては弁論兼和解でダラダラと続くということは確かにあったが、新民訴法施行以降、裁判官はかなり意識的に争点整理と和解を区別してやっておられると私たちは思っている。代理人というのは紛争の解決を依頼されるのであって、争点整理の解決を依頼されるわけではないので、私自身は和解による解決というのは民事事件としては良い解決だと思っている。

(山本委員)

私自身も和解によるべき事件は和解で解決されることが望ましいということとは全くそのとおりだと思うし、そういった面を否定するつもりは全くない。私が申し上げたのは病理的現象だと思うが、そういったことが全くないとは言えないのではないかという程度のこととしてお聞きいただきたい。

(綿引委員)

和解に要する時間をこの検討会で検討することは非常に難しいと思う。以前から議論になっている弁論準備期日と和解期日とを明確に分けた統計の取り方というのも実際上なかなか難しい。ただ、中尾委員や前田委員がおっしゃったとおり、和解というのはある意味多少無駄と思われるような時間をかけることも最終的な解決につながるという部分があり、和解にかける時間の長短だけを議論をするのは実際的ではないような気がする。和解にかけている時間がどの程度あるかを抽出できたとしても、和解にかけた時間は一見無駄な時間も無駄ではない場合が少なくないという認識を持って見なければいけないということも実務家としては申し上げておきたい。

(井堀委員)

全体としてはよく書けていると思うのだが、序論で書かれた仮説がどのくらいデータで検証されたかについてのサマリーが最初にあった方が、読者にとっては分かりやすかったのではないかと思う。審理期間に影響を及ぼすであろう幾つかの要因を序論部分で挙げて、これがどのくらい重要なのかということ本文の方で検証しているが、その結果については、読者はこれを全部読まなければ分からない形になっている。もちろんきちんと全部読むための報告書だろうと思うが、法律家以外の方は全部読むとは限らないので、結果としてどのようなことが言えたのかを概説した上で、詳しいことは本文を読んでくださいというスタイルにしてほしかった。

迅速化法との関連では、2年以内という目標がどの程度達成されているかをどのようにチェックするのかということについて、以前にも申し上げたと思うが、平均というのは重要な指標ではあるが、必ずしも平均だけにこだわる必要はない。2年以内が最低限クリアすべき政策目標だとすれば、90何%は既に達成している訳なので、2年以内に終わった事件の経年的な変化を示したデータと平均審理期間が短くなっていることを示したデータとを合わせて見せるこ

とで、迅速化が進んでいることをよりアピールできたのではないかと思う。

また、もう1つの統計的な指標として、中位数を使うことも考えられたと思う。平均というものは極端に異常値があるとそれに引っ張られてしまうことがあるので、全体の分布を見るには、中位数と平均とを比較すると、どのくらい偏りがあるのかがある程度出てくる。

それから、全体を幾つかの事件類型に細かく分類すればするほど、その中でパフォーマンスの悪いものが出てくるのは当然であり、今回の民事事件で言うと、医事や建築がそれに当たるのかと思われるが、そのことをどのように評価し、記述するかという点については、問題が多い類型を集中的に出すというのも一つのアピールの方法ではあるが、逆に、パフォーマンスの良い事件類型も当然多くあるはずなので、それらを医事や建築と対比させる形で示して、積極的に良いものもアピールすることで、事件の性質の違いによる差を分かりやすく示すことも考えられる。

平均審理期間にしても、それから個々の審理期間にしても、それを決めている要因が幾つかあり得る訳だが、データをこれだけ集めたのだから、例えばコントロールできるかどうかは別にして、裁判官数が効いてるとすれば、仮にそれを増やすことでどの程度の審理期間縮減効果があるか、あるいは証人数が効いているのであれば、仮に減らすことでどの程度の審理期間縮減効果があるかというように、審理期間に影響を与える様々な要因のうち、どれが一番大きく審理期間縮減効果があるのかを、統計的に見分けることもできたのではないかと思う。

最後に、パフォーマンスを評価する際には、審理期間だけが重要なのではなく、問題はそれがどのくらいきちんとした裁判だったかということだと思うが、それを数字で表すこともできないことはないと思う。例えば、控訴率や控訴審で判決が覆った率が、平均審理期間が短縮している時期に上昇していなければ、パフォーマンスとしてはそれほど悪くなかったということになるのではないだ

ろうか。無理をして審理期間が短縮されたのではないということは何らかのデータで示すというのも一つの方法かと思う。

(吉田委員)

刑事事件に関する感想になるが、実務家にとって当たり前の結果との御説明もあったが、これだけ網羅的なデータをそろえていただいたということが非常に有り難い。御承知のように、11月から公判前整理手続、来年には即決裁判手続という大きな改革を前にして、これらが現在のデータにどのような影響を与えて変化が出てくるのか注目している。

(前田委員)

刑事事件について、「終局時における身柄状況と審理期間の関係」という項目があり、私からも要望して、終局時における身体拘束の有無で審理期間がどうなるのかというデータを出していただいている。これを見ると、終局時に保釈されているか、まだ勾留されているかにより、平均開廷回数に一定程度差があり、平均取調べ証人数についても差があるという記述があるが、その要因分析に、国選と私選の比率という別な要因を引っ張ってきているのは、分析の仕方としてすっきりしない印象である。当事者としては、本来検察官請求の書証については不同意にして証人尋問をしたいところだが、そのことにより期日が2、3回かかって審理が長くなるということで、やむを得ず同意するような場合もあり、身体拘束の有無は審理の長さにもかなり影響しているように思う。一方で、断定的には言えないかもしれないが、私選、国選の別はそれほど影響がないというのが我々の感覚であり、ここは私としては少しアンフェアな分析になっているかと思う。

(中尾委員)

地域的状况に関して、庁の規模と平均審理期間には余り有意な関係がないという結論に異論はないが、庁の規模別による審理期間の分布状況の表(図288, 289)を見ると本庁よりも支部の方が縦の格差が大きく、支部でも常駐、

非常駐により縦の格差がかなりある。これは恐らく本庁より支部の方が、あるいは支部においても常駐より非常駐の方が地域的な要因の影響を受けているのではないかという感想を持った。このような格差が出てくる地域的な要因としてはどのようなものがあるのか、あるいは人的・物的な態勢やアクセスといった問題なのか、そのあたりをこれからの課題としてもう少し分析した方がよいのではないかという感じがする。

(飯田委員)

民事でも刑事でも、事件数は増えているにもかかわらず、審理期間は減少傾向にあり、人的・物的態勢が一定であるとすれば、事件数が増加した分、1件にかけられる時間が少なくなるために審理期間が減っているだけなのではないかという単純な見られ方もあり得ると思う。かけられる時間が少なくなるにもかかわらず、争点整理を行ったり、無駄な証拠調べを省くなどして、一定の水準を保つために努力しているということだと思うので、平均審理期間に影響を与える変数としては、人的・物的態勢も取り上げていく必要があると思う。このことと関連して、迅速化だけでなく適正な裁判ということもきちんと認識しておく必要もある。

それから、私が支部で勤務したときの経験では、民事と刑事にかけられる時間の配分にいつも気を配っていたということもあるので、そういった民事・刑事間の態勢の問題も、裁判所だけではなく、対応する検察庁、弁護士の問題とも合わせて、考えていかなければならないであろう。

(仙田委員)

建築関係訴訟は経年変化的なデータはまだ十分ではないが、事件数は年率6%程度は増えているのではないかという感じがしている。その場合、長くかかるような事件が増えているのか、あるいは昔は訴訟まで至らなかったような、いわゆる簡単に解決できる紛争が訴訟として提起されるようになったのかというような傾向については、今後見ていく必要があると感じている。また、建築

関係訴訟では鑑定人確保に要する期間として平均3.9月を要しているが、現在行われている建築学会で鑑定人を推薦するシステムが広がることにより、現在25.6月を要している建築瑕疵損害賠償事件の平均審理期間が3か月程度は短くなる可能性があるのではないかと思う。

(高橋座長)

どこかの新聞で、この検討会が報告書を出したというふうに書かれていたが、この報告書は飽くまで最高裁が出したもののなので、先ほど井堀委員の御発言にあったような、2年以内という目標を90何%は達成しているということを経1回目から最高裁が自ら言うてしまうのもどうかというところがあるだろう。評価の部分が謙抑的になっているのは、第1回目としてはよろしいのではないかと思う。この報告書を読んで、マスコミを始めとして、裁判に関心の高い方々からも建設的な御意見をいただけたらと思う。今後、今回の分析対象とした第一審については、質にかかわる、より難しい問題に入っていくかと思う。先ほど御意見が出た、一審での証人の絞り込みが限界にきているのではないかということなどからも、検討のための指標について、知恵を出し合っていただくことになるかと思う。また、次回からは上訴の角度からの検討もしていくことになる。

綿引委員の御発言にあった、個々の裁判官に報告書を配布する際には注意が必要であるという点について、事務局としてはどのようにお考えか。

(戸倉審議官)

従来から、この検討会でお出しした資料は随時最高裁ホームページで公開しているが、各庁別の審理期間などについては、現場への何らかの影響も懸念されたことから、ホームページでの公開前に、この数字を出すことで性急に何かを求めるようなことは全く意図していないということは、各地の裁判官にも周知している。今回、この報告書を配布するに当たっても、そういう意味で他意はないということ、改めて各地の高裁、地裁を通じ、裁判官に過不足なく伝えていくようにしていきたいと考えている。

(綿引委員)

正直なところ、民事の場合、迅速化法ができた時には、法の趣旨が必ずしもはっきりせず、2年以内という決められた期間に縛られてしまったと感じた裁判官が少なくなかったのではないかという感触を持っている。その辺十分に配慮していただくことがとても大事なことだろうと思うので、是非お願いしたい。

(戸倉審議官)

今回報告書をまとめるに当たって、法律自体にも「充実した審理を通じて」ということが随所に出ていることを改めて認識を深くしたところであり、「2年以内」という部分だけが一人歩きしないよう心がけていきたいと思っている。例えば、人証の数がかなり少なくなっているということをとっても、各裁判官に、現段階では全体としてこのようになっているということを知ってもらうことで、個々の状況を見直す材料となることも期待される。

② 今後の検証の在り方について

(高橋座長)

引き続き、今後の検証の在り方や2回目の検証作業の方向性について意見交換したい。この点について、事務局側ではどのように考えているか。

(戸倉審議官)

先ほど井堀委員から今回の序論には結論が述べられていないといった御指摘があったが、10年間の検証の序論というつもりで書いたため、序論には結論を書かなかったものである。第1回目の報告としては、今我々が持っているデータによって民事、刑事の審理期間の現状を客観的なものとしてお示しすることがいわば結論であって、それは本文の方でお読みくださいというつもりであったが、序論の方にもそのサマリーを入れるまでには至らなかった。今後は、今回の報告書を土台として、長期化している部分や数が多い部分について、実際に何が問題なのか、あるいは問題がないのか、その要因や背景としてどのようなことが考えられるのかといった議論を順次進めていながら、ポイントを

絞った調査や分析を進めていく必要があると思われる。

次回以降もまた御意見を伺わせていただくが、今日の段階で出ているいろいろなデータあるいは結果をもとに、今後こういう方向で少し検討してみてもどうかといったことをフリーディスカッションという形でいろいろお聞かせいただき、秋以降の検討会に向けて、我々の準備の参考にさせていただければと考えている。

(高橋座長)

第1回目の報告は概況を示すという形でよかったわけだが、2回目からはどのような方向でいくのか、上訴を含め、対象を広げるということもあるが、分析を深めるとすれば、どのような角度があるだろうか。

(中尾委員)

検証の方法論となるとかなり難しいのだが、先ほども申し上げたとおり、データとしては、支部に広げてもらいたい。支部の中でも格差がかなり見られるが、それがどのような要因によるものかというところ、一つには、人的態勢の問題、裁判官や弁護士を含めての態勢の問題があるのではないかと予想がつくので、そのあたりの実数をもう少し検討することが考えられる。今回は、50庁まとめてデータをとっていて、各支部のデータはグラフが出ているだけであるが、203庁の支部ごとのデータを出してもらえれば、どの辺が格差の要因になっているかというところが出てくるかもしれないと思う。また、アクセスとか、当事者の利用の問題についても、いろいろな推論ができると思うが、これも検証の方法論からするとかなり厄介かなという感じがする。

もう一つ、質の問題、充実、適正面というものが、本当は大きな総論的な課題である。これをどうやって実証的に検証するか、予備的調査はよい経験になったが、一断面を切り取っても全体が見えないし、全体に広げてやってもその深さに限界があるということで、方法論でかなり工夫しないと、ちょっと悩ましいものだなと思っている。

(飯田委員)

今回1年分のデータをいろいろクロス分析したが、多少データの範囲は広げるにしても、今後も同様にデータを集積していき、今回と同じようなクロス分析を行うだけでよいのか。

(戸倉審議官)

今回の検証の結果、問題点になると思われるところにスポットライトを当てるような形で、ここはどのような要因があるのか、例えば、審理期間が伸びている事件では争点整理にすごく時間がかかっているということであれば、争点整理が長くかかる要因は何か、経験的なものも踏まえて、仮説を立てて考えていくことになるだろう。抽象的な可能性になってしまうかもしれないが、そういうものを数値的に出せるかという形で見ていかないと、今度はなかなか厳しいかなと思っている。

(飯田委員)

今回は、長期化の要因というよりも現象を明らかにしたので、次は、その現象の原因を特定できないか考え、それを仮説として立てて、データで分析していくということで、そのためにどのようなデータをどういうふうに分けていくのかということが問題になるという理解でよいのか。

(戸倉審議官)

全くやみくもにやるのではなく、我々が実務家として持っている経験的なものも踏まえて、幾つかに絞れるのだろうとは思っている。

(河本総務局参事官)

飯田委員御指摘のように、次のステップとして数値化していくには、それなりに困難を伴うものも結構残ってくると思う。裁判所でやっていない部分のデータが取れるかどうかというところもある。ただ、そういうものも関連させないと原因分析はできない。

(戸倉審議官)

最終的には、基盤整備のため、検証結果がいろいろな政策を決定するための材料となるよう、一つの可能性としてこのような要因があり得るといふことがある程度指摘できればよいのではないかと思っている。

(酒巻委員)

刑事と民事は随分事情が違うということが既に明らかになっていると思う。刑事についてだけ言うと、今でも2年を超えている事件は全体の0.3%と非常に少ないのだが、一般国民がどう見ているかという、そのごく一部の審理期間が伸びている事件が刑事裁判のイメージを決定づけているように思われる。しかし、その伸びている部分というのは、民事で建築や医療関係の事件が長くなっているのとは次元が違う伸び方であり、大まかに言えば、否認事件であって、そのため証人がたくさんいて、かつ、おおむね結果が重大、すなわち、有罪になった場合には刑が重いものである。これは、まさに今後裁判員制度の対象になるような事件であり、国民が注目しているものなので、このような事件をどうすればよいか考えていかなければならない。一方、そのような事件というのは、非常に個性が強くなってくるので、どのような理由で伸びているか仮説は幾らでもあるのだが、数字の話ではなくなってくるという問題があり、その辺りは意識しなければいけないと思う。民事はもう少し一般化、抽象化ができるのだろう。

(飯田委員)

刑事に関しては、酒巻委員御指摘のような審理期間の長い一部の個性の強い事件をどうするかということのほかに、公判前整理手続、即決裁判手続、公的弁護の導入等、近々いろいろな制度が導入されてくるので、これまでのデータがどう変わっていくか、新しい制度が迅速・適正にどのような影響を与えるか、さらに裁判員制度が入ったときにどうなるかといった観点から見ていくことも考えられる。そのように制度が変わっていく中で、この検討会が何をやっていくのかというのは、民事とはかなり違うような気がする。

(綿引委員)

民事についても、仮説の検証ということになると、恐らく統計数字だけですべてやれるものではないと思う。ただ、それをどこまでやるのかということについては、よほど慎重に考えなければならないのではないか。例えば、当事者の準備や和解の状況がどうだったかということは、数字に現れてくるところではないが、それについてアンケートを取ろうなどということになると、またそれも難しい面があるだろう。

また、先ほど中尾委員から支部のデータについて御発言があったが、私は、支部のデータは、余り生では出しにくいところがあると思っている。支部のデータにばらつきが大きいのは、結局裁判官一人一人の個性がすごく出てしまっているということの現れでもあると思うので、その数字の扱いには慎重にならなければいけない。

(前田委員)

それはよく分かるが、刑事事件でいうと、現在、争わない事件の第1回公判の場合、東京地裁本庁では大体1時間くらいは時間をとってあるのに、八王子支部は40分刻みで指定されている。今の事件数では、そうしなければ期日が入らないということなのだろうが、当事者の立場からすると、逆に短かすぎて不安があるというようなことが一部に出ているような気がする。審理期間の長いものについての検討も大事だが、実際はかなり限界まできていて、逆に、短かすぎて充実、適正という面がおろそかになっていることがないかという観点もこの検討会での検討の対象にする必要があると思う。

(戸倉審議官)

事件の増加に対応するため人的態勢を手当する場合、どうしてもタイムラグが生じてしまうので、その過程では、以前は1時間刻みで入れることができた新件が40分刻みになってしまうということもあるだろう。それを全部1回きりの結審で終わってしまうということになれば乱暴な話なのかもしれないが、そ

こはケースバイケースでやっていると思う。

また、支部については、綿引委員から御指摘があったように、裁判官一人の支部で数値を出すと、ある意味では、その裁判官の業務を批評の対象にするようなイメージになりかねないので、その辺りは十分配慮しながら、審理期間は、裁判所だけでなく、法曹三者、関係者のいろいろな条件によって規定されているという大前提も押さえた上で、本当に必要な場合にどのような形で示すのがよいか考えていく必要があると思っている。

(綿引委員)

例えば、経年で見ても、どのような状態でも必ず審理が長引いているというものがあるとすれば、そこには多分態勢の問題があると言えるだろうが、そういう視点をきちんと持たずに、ただ数字を並べるといようなやり方だけは避けてもらいたい。

(飯田委員)

個別の支部が特定されないように、裁判官一人の支部全体の傾向がどうかという見方をすればよい。

(戸倉審議官)

公表する際には、実名を出さずに、番号だけで示すという方法も考えられる。

(綿引委員)

その辺は、十分に慎重にやっていただきたい。

(高橋座長)

社会・経済的な環境については、どういうことが考えられるか。

(戸倉審議官)

社会・経済的な要因と言っても、本当に大きな話もあるが、そこまではいなくても、裁判手続の外で起こることで審理に影響を与えるものがあると思う。

例えば、当事者の準備の問題に関し、医事関係訴訟では証拠の偏在ということが言われてきたが、最近では医者と患者の関係が徐々に変わりつつあって、カ

ルテの開示が進んだり、セカンドオピニオンを求める動きが出てきており、従前は証拠が偏在しているため事前に効果的に準備するのが難しかったものが変わり得る要素もある。建築関係でも、契約内容が明確でないといった問題があるところ、それがだんだん明確になれば審理ももう少し整理されてくる可能性がある。そういったことも含めて、法曹三者あるいは裁判制度以外のところでも規定されている部分があるのではないかという観点と御理解いただければと思う。

(中尾委員)

社会的制約や経済的な環境の要因にしても、民事訴訟で迅速化の問題が凝縮してくる場面である争点整理や人証に関しても、どのようにすればもう少し深い調査ができるかということになると、質の問題とか実態の問題に迫るためには、データだけではやはり限界がある。そのような数字でとれない部分については、専門家や経験のある方からヒアリングをすることも考えられる。だれをヒアリングすればよいのかよく分からないが、いろいろな手法を組み合わせれば、ある程度の仮説は指摘できるのではないか。

また、民事については、何をもちって充実と言えるのかという点も、もう少し議論してみることが必要ではないか。当事者が納得することが充実なのか、納得は別にして、審理の過程を見て、密度の濃い議論なり、意見交換が行われていけばよいのか、逆に、効率的にむだを省くことが充実につながるのか、そういったいろいろな視点があると思う。

(戸倉審議官)

審理期間について裁判所がどこまで受けとめて責任を持つかというあたりの発想に関しても、例えば、イギリスなどでは、およそ争点整理は当事者がやることだから、裁判所はトライアル待ちの時間をどれだけ短くするかということには責任を持つが、それ以外は知らない、データも持っていないというような感覚でやっているようである。審理期間をどうとらえ、どこをどう改善しよう

としていくかという発想自体についても、実はもっと大きく見ていくと、いろいろな考え方があり、これも、だれにヒアリングすればよいのかは難しい問題であるが、そういった視点を参考にするということも考えていきたい。

(中尾委員)

当事者の納得の問題に関しては、2000年に司法制度改革審議会で菅原教授を中心に実施された民事訴訟利用者調査があるが、最高裁がアンケートをとるかどうかというのは別にして、そのときの結果、あるいはそういう経験をもっと少しヒアリングしてみてもどうか。この調査では、満足度が18.5%という結果が出ているが、それが勝敗に関係ない、負けた人も勝った人も納得度においてそう変わりがなかったというところに大きな意味があり、そういう視点もやはり重要だと思う。

(飯田委員)

納得という視点では、時間がかかりすぎるということも不満の一つの要素と言えるだろう。

(中尾委員)

時間がかかりすぎるという意見と早過ぎるという意見と両方あり、時間と納得がどう関連するかということは、なかなか一概には言えない。充実、適正を何をもって測るかという問題に戻ってしまうのだが、充実と納得とはイコールではないにしても、一つの要素として確認していくことは必要なのではないか。

(高橋座長)

10年間の検証期間に5回公表する機会があるが、最後の5回目のときに実に良い検証であったというふうにもっていけるようにするには、2回目を出すころには、中身が相当きちんとしていなければならないだろうという気がしている。また、充実という観点も加味しないと本当の検証にはならないだろうということは、共通認識と言えると思う。

次に、事件票の改定について事務局から説明してもらい、それに則して、ま

たあるべき姿について意見を伺うこととしたい。

(戸倉審議官)

今回の検証作業を踏まえ、また、前回の検討会での御意見も参考にして、現在、事件票の改定作業を進めており、具体的な追加項目は資料3のとおりである。来年1月からの改定を予定しているため、作業スケジュールの関係で、この段階である程度固まってしまっている面があることを御了承いただきたい。

民事については、審理の段階がある程度具体的に把握できるように、人証調べの最初と最後の期日や人証調べを行った期日回数などを盛り込んだ。これによって、例外はあろうが、おおむね争点整理期間と考えられる人証調べの前までの段階、人証調べの期間、審理が実質的に終わったあと終局に至る期間の3段階に審理期間を大まかに区分して把握できるようになり、審理の実情をより具体的に把握できるのではないかと考えている。また、上訴の有無についても報告を求めることとした。その他、鑑定などにかかわる項目については、これまで事件票とは別に調査していたものを事件票に取り込んだものであり、これにより事件票の他の項目とのクロス分析が容易になる。

刑事については、本年11月1日から改正刑事訴訟法が施行されるので、公判前整理手続の状況を把握するための項目を追加した。また、前回御意見のあった審理時間の計測については、公判手続の合計時間を項目に追加した。ただ、すべての事件でこれを調査するのは相当負担が重くなるので、実質的に問題になると思われる否認事件及び合議事件に限定することとしている。

(高橋座長)

民事でも、専門委員や訴え提起前の証拠収集など、民事訴訟法が改正された部分がどの程度使われているか分かれると面白いと思う。

(仙田委員)

鑑定の実施の有無の項目の中で、期間と選定方法に関するデータは、これまで出されていたか。

(小林民事局第一課長)

一度お出ししたことがある。

(山本委員)

先ほど高橋座長から話があった提訴前の証拠収集手続や審理計画の策定の有無は、事件票の項目に入っているのか。

(小林民事局第一課長)

入っていない。

(山本委員)

民事訴訟法の改正がどの程度迅速化に効果があるかはともかく、その改正の際には、迅速化法との関係もあるので、その前提を整理するための改正であるという趣旨の説明が法務省からあり、私はそのように理解しているが、そこは調べなくてよいのか。

(小林民事局第一課長)

提訴前証拠収集については、証拠保全のように記録を本案記録に添付するというものもないので、事件票を作成する段階では、その実施の有無を判定するのは難しい。したがって、事件票ベースでの調査はやりにくいので、調査するとすれば、別の方法でやらざるを得ないであろうと考えている。

審理計画については、実務の現状では、計画的に審理を進めるということは意識されているにしても、審理計画という形ではっきりしたものまで作っている例はまだ少ないようなので、今回は対象から外させていただいた。

(高橋座長)

事件票そのものに入れるのは無理でも、例えば提訴前の証拠収集手続の申立てがあったことは、別途調べられるということか。

(小林民事局第一課長)

統計データとしては、分かる。

(高橋座長)

その事件が本当に提訴されたかどうかのところは難しいということか。

(小林民事局第一課長)

そういうことである。

(山本委員)

事情はよく分かるが、制度導入時の説明では、提訴前証拠収集がされることによって、その後の審理、争点整理が円滑に進むということだったので、それがどういう影響を及ぼしているのか、研究者としては知りたいところである。

(高橋座長)

事件票そのものでなくても、医事や建築の報告票の方には多少含まれてくるようなので、そのうち検証していただければよいのではないか。

(山本委員)

それでも結構である。全件についてやる必要はないと思う。

(小林民事局第一課長)

事件票とは別に現状を把握する方法については、今後検討したいと思う。

(飯田委員)

上訴審については、控訴と上告を全部対象にするのか。また、今回一審の事件票をいろいろ改定するようだが、上訴審は従前どおりの形で一応見ていくのか、上訴審についても改定するのか。さらに、検討対象を上訴審に広げるといふことの趣旨は、上訴審自体を見るのか、それとも一審との兼ね合いで見ていくのか、その辺の視点についてはどうか。

(戸倉審議官)

上訴については、今回、控訴の有無という項目は入れるが、御指摘のとおり、控訴審の事件票の方は改定しないので、ある事件が控訴審までいってどうなったかという形で個別にフォローすることは考えていない。個々の事件を結びつけてデータをとるとなると、控訴審の方でも一審の事件番号を入れるなど、それぞれの入力がかかり増えてしまうが、そこまでしなくても、同一年度に既済

になった一審の状況と控訴審の状況を平均値で比べて見れば、ある程度有意に分析できるのではないかと考えたものである。

その意味では、今回は見ていなかった控訴審の審理期間についても見ていくことになる。実務的な感覚としては、民事も刑事もかなり地域的な差があるのではないかと考えている。

(高橋座長)

一応の了解として、次回は控訴審は必ずやるということによろしいか。

民事の場合、第1回結審とか証人尋問の経年変化などは、それをどう評価するかは別として、興味深いと思われる。

(前田委員)

刑事の一審通常事件票が改定されると、B1票も必然的に変わるのか。

(稗田刑事局第一課長)

B1票の方は一応従前のままと考えている。むしろ今回の分析を通じて、事件票でデータが取れず、B1票でしか取れなかった項目の中で御要望の強かったもの、例えば請求者別の証人数等を事件票の中に盛り込む形で改定することを考えている。

(吉田委員)

刑事の公判前整理手続の実施状況として、「被告人の出頭回数」及び「検察官から証明予定事実記載書面の提出を受けた日」の2項目を入れた理由は何か。

(稗田刑事局第一課長)

被告人の出頭回数そのものが期間に影響するかどうかというのは、現段階ではよく分からない。ただ、公判前整理手続に被告人自身が出頭する必要性がどれだけ出てくるのかは、運用を始めてみなければ分からないところなので、それが運用の在り方に影響するところがあるかどうか見ておく必要があると考えた。

検察官から証明予定事実記載書面の提出を受けた日は、起訴、公判前整理手

続に付する決定と手続が進んだ後、証明予定事実記載書面が出たところから実際に争点及び証拠の整理が始まることから、手続のどの段階でどのくらい期間がかかっているか見ていくための区切りとして調査することとしたものである。

(高橋座長)

井堀委員から示唆があった中位数は出せるのか。

(戸倉審議官)

出すことはできると思う。

(河本総務局参事官)

井堀委員から前に御指摘を受けた寄与度等の分析についても、もう少し勉強させていただきたい。

(2) 今後の予定について

次回以降の検討会においては、統計的な方法論のほか、審理の在り方や長期化している部分の要因に関する仮説等について、定期的に議論を続けることとし、事務局において、高橋座長と相談の上、日程調整を行うこととなった。

(以上)